

区行動計画の目的

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護
- ・区民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

改定の方針

初の抜本改定を行った政府行動計画及び都行動計画に基づき、以下の方針で改定

平時の備え

- ・人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- ・区と区民、都、医療機関、事業者等との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
- ・都が関係機関と締結する協定も踏まえ、感染症発生時の区における医療・検査を迅速に行う体制を確認

新型インフルエンザ等発生時の迅速な初動対応

- ・国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、府内や区内医療機関、区民等に共有
- ・あらかじめ定めた手順により直ちに全庁一体となった初動体制を立ち上げ、区民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応の実施

区民生活・経済を守るバランスの取れた対策の実施

- ・千代田区は、住宅地であるとともに、政治、経済、文化等の中枢機能が集中する都市
- ・急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組を適切に実施
- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

計画改定のポイント

| | |
|-----------------|--|
| ①初の抜本改定 | <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等対策特別措置法（第8条）に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26（2014）年に策定（平成27（2015）年に一部改訂）・令和6年7月に政府行動計画、令和7年5月に都行動計画がそれぞれ抜本改定されたことを受け、区行動計画も、策定以来初の抜本改定を実施 |
| ②幅広い感染症に対応 | <ul style="list-style-type: none">・新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定 |
| ③柔軟かつ機動的な対策の切替え | <ul style="list-style-type: none">・状況の変化（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え |
| ④発生段階の考え方 | <ul style="list-style-type: none">・全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載、準備期の取組を充実 |
| ⑤対策項目の拡充 | <ul style="list-style-type: none">・対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化 |

計画本文の構成

| | | |
|---|---|---|
| <p>第1部 基本的な考え方</p> | <p>第1章 基本的な考え方 第2章 対策の目的等 第3章 発生段階等の考え方 第4章 対策項目</p> | <ul style="list-style-type: none">・区行動計画における基本的な考え方を示すとともに、対策の目的や、対策実施上の留意点、対策推進のための役割分担について整理・発生段階の考え方及び各対策項目についてそれぞれ説明し、第2部以降の記載において前提となる基本事項を確認 |
| <p>第2部 各対策項目の考え方 及び取組</p> | <p>第1章 実施体制 第2章 情報収集・分析 第3章 サーベイランス 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第5章 水際対策 第6章 まん延防止 第7章 ワクチン 第8章 医療 第9章 治療薬・治療法 第10章 検査 第11章 保健 第12章 物資 第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保</p> | <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等への対策を13項目に分類した上でそれを第1章～第13章とし、各章において「準備期」「初動期」「対応期」の3つの発生段階ごとに具体的な対応内容を記載・国や都の行動計画の記載を踏まえ、区の目線で各対策項目の考え方及び具体的な感染症対策を記載・特に実施体制、まん延防止の項目の記載を充実・可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うことを記載 |
| <p>第3部 区政機能を維持するための 区の危機管理体制</p> | <p>第1章 区における危機管理体制</p> | <ul style="list-style-type: none">・千代田区新型インフルエンザ等対策本部の設置等について整理し、区における新型インフルエンザ等発生時の危機管理体制を記載 |

第1部 基本的な考え方 (p3-23)

第1章 計画の基本的な考え方 (p3-4)

【根拠】新インフルエンザ等対策特別措置法第8条

【計画の基本的な考え方】

- ・都行動計画に基づき、区における対策の実施に関する基本的方針・対策を示す。
- ・国、都、区、医療機関、事業者及び区民の役割を示し、緊密な連携による対策の推進を目指す。
- ・区の特徴、医療提供体制の状況等を考慮し、各種対策を総合的、効果的に組み合わせ、バランスの取れた対策を目指す。
- ・新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を区のみならず、関係機関や区民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

第2章 対策の目的等 (p5-14)

【目的】

- ①感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護
- ②区民生活及び区民経済に及ぼす影響の最小化

【対策実施上の留意点】

①平時の備えの整理や拡充

- ・初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動体制の整備
- ・関係者や区民等への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善
- ・医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーションの備え

②感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- ・感染症の特徴等を含めたリスク評価と科学的根拠に基づく対策
- ・病原体や社会の状況の変化に基づいた柔軟かつ機動的な対策
- ・区民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

【対策推進のための役割分担】

国、都、区、医療機関、事業者、区民等それぞれの役割を記載。各団体等が緊密な連携を行い対策を推進する。

第3章 発生段階等の考え方 (p15-16)

政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備（準備期）と、発生後の対応（初動期及び対応期）の大きく3期に分けた構成とする。

| 段階 | 区分の説明 |
|-----|--|
| 準備期 | 新型インフルエンザ等の発生を感知する以前まで |
| 初動期 | 新型インフルエンザ等の発生を感知後～政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで |
| 対応期 | 1. 封じ込めを念頭に対応する時期 2. 病原体の性状等に応じて対応する時期 3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 |

第1部 基本的な考え方 (p3-23)

第4章 対策項目 (p17-23)

| 対策項目 | 基本理念 | 対策項目 | 基本理念 |
|----------------------|--|------------------|--|
| 実施体制 | 国・都・医療機関等と連携し、感染拡大を抑制し区民の生命と健康を守るための体制を平時から整備する。 | ワクチン | ワクチンの接種体制を平時から整備し、感染症発生時には迅速に供給する。 |
| 情報収集・分析 | 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、情報収集と分析を行う。 | 医療 | 医療提供体制を確保し、感染症医療と通常医療の両立を図る。 |
| サーベイランス | 感染拡大を早期に探知し、動向を把握するための体制を構築・実施する。 | 治療薬・治療法 | 国は治療薬の開発や実用化を推進し、都は医療機関と連携して提供体制を整備する。 |
| 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供し、区民等と情報を共有し適切な判断を促す。 | 検査 | 早期発見とまん延防止のための検査体制を整備し、必要に応じて見直す。 |
| 水際対策 | 国は病原体の国内侵入を遅らせるため、迅速な検疫措置や入国制限を実施する。 | 保健 | 疫学調査や情報の収集・分析を通じ、感染症対策を推進する。 |
| まん延防止 | 感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制を維持するための対策を講じる。 | 物資 | 感染症対策物資の備蓄を進め、円滑な供給体制を確保する。 |
| | | 区民生活及び区民経済の安定の確保 | 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとり、生活と経済の安定を図る。 |

第2部 各対策項目の考え方と取組 (p24-101)

| 第2部 各対策項目の考え方及び取組 | 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|----------------------|---|---|---|
| | ■ 役割整理や指揮命令系統等の構築、研修、訓練を通じた関係機関間の連携を強化 | ■ 準備期における検討等に基づき、区及び関係機関における実施体制を強化、迅速に対策を実施 | ■ 各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備し、見直しを実施 |
| | ■ 情報収集・分析、情報の整理や把握手段の確保等、新型インフルエンザ等発生時に向けた準備を実施 | ■ 新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析を迅速に実施 | ■ 感染症のリスクに関する情報、区民生活及び区民経済に関する情報等の収集・分析を強化 |
| | ■ 平時からサーベイランス体制を確認し、情報を速やかに収集・分析 | ■ 平時のサーベイランスに加え、新型インフルエンザ等発生時の感染症サーベイランスを開始 | ■ 流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施 |
| | ■ 区民等の感染症に関するリテラシーを高め、区の情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上 | ■ 感染拡大に備えて、区民に新たな感染症の特性や対策等の的確な情報提供・共有を実施 | ■ 区民の関心事項を踏まえ、対策に対する区民の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。 |
| | ■ 国が実施する研修及び訓練の機会等を通じて、水際対策に係る関係機関との連携体制を確認 | ■ 感染者発生時における円滑な対応に向け、国及び関係機関等との連携体制を確認 | ■ 感染拡大の状況等を踏まえながら、国及び関係機関と連携して適切に対応 |
| | ■ 区民の基本的感染対策の実施、まん延防止対策への理解促進 | ■ 区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を実施 | ■ まん延防止対策を講ずるとともに、国や都の方針を踏まえて、柔軟かつ機動的に切替え |
| | ■ 関係機関と連携し、ワクチンの接種体制を構築 | ■ 国や都等の方針等に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施 | ■ 構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施するとともに、区民等に必要な情報提供・共有を行う。 |
| | ■ 都が予防計画に基づき実施する医療提供体制の整備への協力 | ■ 区民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供、や方針提示を行う。 | ■ 初動期に引き続き、都や医療機関と連携し、患者に適切な医療が提供できるよう対応 |
| | ■ 感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制強化に対する必要な協力を行う。 | ■ 医療機関等に対する治療薬等の最新の知見の情報提供や、適切な使用等の要請等を実施 | ■ 区民等に対し、治療薬・治療法が必要な患者に公平に届くことを目指し、国等の取組に協力する。 |
| | ■ 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に推進 | ■ 国や都等と緊密に連携し、検体採取や搬送を通じて、都の検査体制の構築に協力する。 | ■ 国や都の方針、区内の感染状況とを踏まえ、都と連携して検査体制等を適宜見直す。 |
| | ■ 東京都感染症対策連携協議会等を活用し、区内の多様な関係機関との連携体制を構築 | ■ 区予防計画等に基づき、新型インフルエンザ等発生時の体制への移行準備を進める。 | ■ 区予防計画等に基づき、求められる業務に必要な体制を確保 |
| | ■ 感染症対策物資等の備蓄等、必要な準備を適切に実施 | ■ 物資の不足により医療、検査等の実施が滞らないよう計画的に発注し、必要量を安定的に確保する。 | ■ 初動期に引き続き物資を安定的に確保するとともに、関係機関と物資供給等に関し相互に協力する。 |
| | ■ 事業者及び区民へ適切に情報提供・共有、必要な準備の実施の勧奨等、事業継続に向けて準備 | ■ 事業者及び区民へ基本的な感染予防策等の勧奨や、対策の準備等の呼び掛けを行う。 | ■ 準備期での対応を基に、区民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を実施 |

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制 (p102-105)

第1章 区における危機管理体制

1 区の実施体制

2 区対策本部の構成

| 体制 | 体制の説明 | 体制移行の主な流れ |
|------------------------------|---|---|
| 通常業務体制 | — | <ul style="list-style-type: none">・国内外での感染症発生・区内での感染拡大のおそれ など |
| 保健所内健康危機管理対策連絡会 (保健所体制) | 新たな感染症が発生し、国や東京都が対応を始めた際、区内での患者発生後の本格的な業務量の増加を見据え、「保健所内健康危機管理対策連絡会」を設置し、保健所内対策本部として、保健所全体での対応を始める。 【設置者】保健所長【構成】保健所全課長、保健所職員等 | <ul style="list-style-type: none">・区内での患者発生・急速な拡大・区有施設等における発生の懸念など |
| 千代田区健康危機管理対策本部 (全庁体制) | 区内での患者発生、急速な感染拡大や、区内施設等における感染拡大のおそれ等があり、保健所長が全庁的な対策が必要と判断した場合には、区長に「千代田区健康危機管理対策本部」の設置を要請し、全庁一体となって対応にあたる。 【設置者】区長 【構成】本部長：区長 副本部長：副区長、教育長 本部員：全部長、広報広報課長、保健所全課長等 | <ul style="list-style-type: none">・緊急事態宣言・区民生活への影響が深刻かつ重大など |
| 千代田区新型インフルエンザ等対策本部 (全庁体制) | 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき又は発生した新型インフルエンザ等の区民生活へ与える影響が、深刻かつ重大になるおそれがあると区長が判断したときには、「千代田区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」）」を設置し、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を全庁一体で総合的に推進する。 【設置者】区長 【構成】本部長：区長 副本部長：副区長、教育長 本部員：全部長、広報広聴課長、災害対策・危機管理課長、保健所全課長、消防機関等 | <ul style="list-style-type: none">・緊急事態解除宣言・政府対策本部・都対策本部廃止など <p>区対策本部廃止（特措法によらない基本な感染対策（出口）への移行）</p> |

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制 (p102-105)

第1章 区における危機管理体制

3 区対策本部の分掌事務

| 部の名称 | 分掌 | 部の名称 | 分掌 |
|--|---|-----------------------------|--|
| 新型インフルエンザ等対策政策経営部 (会計室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局を含む。) | <ol style="list-style-type: none">新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営にかかる庶務に関すること。新型インフルエンザ等対策の総合調整に関すること。記録の作成・保存に関すること。(新型インフルエンザ等対策本部設置以降)国や都等との連絡調整に関すること。(危機管理分野に関するこに限る。)車両等の調達に関するこ。 <p>ほか</p> | 新型インフルエンザ等対策地域保健担当 | <ol style="list-style-type: none">健康危機管理対策本部の運営に関するこ。新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び発生段階に応じた対応方針に関するこ。感染予防策の周知に関するこ。(保健医療分野に関するこに限る。)区民、医療機関等からの相談に関するこ。(保健医療分野に関するこに限る。)患者発生時の積極的疫学調査及び病原体検査並びに感染症指定医療機関への勧告入院及び患者の移送等に関するこ。医療の提供体制の確保に関するこ。住民接種の実施に関するこ。 <p>ほか</p> |
| 新型インフルエンザ等対策地域振興部 (各出張所を含む。) | <ol style="list-style-type: none">食糧及び生活必需品の安定供給等に関するこ。各地域の被害状況等の把握に関するこ。相談体制整備に関するこ。(コールセンター機能強化等により対応可能な、簡単な問合せ等への対応に限る。) | 新型インフルエンザ等対策環境まちづくり部 | <ol style="list-style-type: none">区営住宅等の維持管理に関するこ。ごみの排出抑制に関するこ。 |
| 新型インフルエンザ対策保健福祉部 | <ol style="list-style-type: none">地域福祉タクシー(風ぐるま)の運行に関するこ。在宅の高齢者、障害者等の感染予防及び状況の把握に関するこ。在宅の高齢者及び障害者等の保護及び支援に関するこ。社会福祉施設の感染防止及び感染状況の把握等に関するこ。社会福祉施設の開所、閉所、業務休止等に関するこ。 | 新型インフルエンザ等対策子ども部 | <ol style="list-style-type: none">幼児、児童及び生徒の感染状況の把握及び感染予防等に関するこ。り患した幼児、児童及び生徒に対する応急教育及び生活指導に関するこ。保育園、幼稚園、こども園、小・中学校及び中等教育学校の休園・休校等措置に関するこ。 |